2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ネ(1)の区分に係る有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下同じ。）が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容（製品群区分及び有効期間を除く。以下この条において同じ。）が同一である場合に限り、同号ネ(1)の区分と同号ネ(2)から(4)までの区分を同一の製品群区分とみなす。	2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ナ(1)の区分に係る有効な基準適合証（法第二十三条の二の六第一項の基準適合証をいう。以下同じ。）が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容（製品群区分及び有効期間を除く。以下この条において同じ。）が同一である場合に限り、同号ナ(1)の区分と同号ナ(2)から(4)までの区分を同一の製品群区分とみなす。
3　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ネ(2)又は(3)の区分に係る有効な基準適合証が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容が同一である場合に限り、同号ネ(2)又は(3)の区分と同号ネ(4)の区分を同一の製品群区分とみなす。	3　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同号ナ(2)又は(3)の区分に係る有効な基準適合証が交付されている場合においては、申請者の氏名又は名称その他当該基準適合証に記載されている項目の内容が同一である場合に限り、同号ナ(2)又は(3)の区分と同号ナ(4)の区分を同一の製品群区分とみなす。
4・5　（略）	4・5　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。